

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	福田一丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島西部水資源再生センター
西区	南観音八丁目及び古江西町の各一部	
安佐南区	伴中央二丁目の一部	
安佐北区	可部南一丁目の一部	
佐伯区	五日市中央三丁目及び五日市四丁目の各一部	
安芸区	上瀬野一丁目及び矢野東四丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第331号

平成27年6月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条例第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成27年6月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字秋山の一部	須沢農業集落排水処理施設

広島市告示第332号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
河面内科医院	広島市中区富士見町5-6	平成27年4月9日
鞆町メロン薬局	広島市中区鞆町5-17	平成27年5月31日
えぐさ内科クリニック	広島市南区向洋本町10-24	平成27年4月30日
久保整形外科医院	広島市南区皆実町三丁目1-6	平成27年6月1日

内科佐藤クリニック	広島市南区比治山本町16-35	平成27年5月31日
医療法人 河村歯科クリニック	広島市南区京橋町1-2	平成26年7月18日
岡西医院	広島市安佐南区古市三丁目35-13	平成27年7月1日
訪問介護ステーション星が丘	広島市安佐北区安佐町鈴張5004-9	平成24年4月1日
田中外科胃腸科	広島市安芸区中野二丁目28-19	平成27年2月25日

広島市告示第333号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
レイラ歯科クリニック	広島市西区楠木町三丁目2-20	平成27年5月30日

広島市告示第334号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる期間を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
河面内科医院	広島市中区富士見町5-6	平成27年4月9日 平成33年4月8日
吉田歯科医院	広島市中区本通8-32	平成27年5月1日 平成33年4月30日
えぐさ内科クリニック	広島市南区向洋本町10-24	平成27年5月1日 平成33年4月30日
河村歯科クリニック	広島市南区京橋町1-3	平成26年7月18日 平成32年7月17日
ひじやま歯科クリニック	広島市南区段原二丁目19-3 コウラビル2F	平成27年6月1日 平成33年5月31日
城眼科	広島市西区横川町三丁目2-1 横川駅NKビル302	平成27年5月15日 平成33年5月14日
全快堂薬局本店	広島市安芸区船越三丁目13-15	平成27年5月1日 平成33年4月30日

広島市告示第335号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 施術者, 名称, 所在地, 業務の種類, 指定年月日. Rows include 許優一 (西河優一), 木坂有樹, 木坂有樹.

広島市告示第336号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 施術者, 名称, 所在地, 業務の種類, 指定年月日. Row includes 新川裕之, 河野伸.

広島市告示第337号

平成27年6月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日/指定有効期限. Rows include ニチイケアセンター可部訪問看護ステーション, 訪問看護ステーションまごころ.

広島市告示第338号

平成27年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第339号

平成27年6月24日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区馬木七丁目の1994番の一部、1959番1の一部、1959番2の一部、1959番3の一部、1960番2の一部、1960番3の一部、1960番6の一部、1960番9の一部、1992番の一部、1997番1の一部、1997番2並びに1994番から1997番1に至る土地の地先里道及び1959番1から1997番2に至る土地の地先里道
2 開発面積
4,028.14㎡
3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐北区小河原町100番地の1
株式会社センゴク木材
代表取締役 千代山 良博
4 検査済証交付年月日
平成27年6月24日

広島市告示第340号

平成27年6月24日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出が

あったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
株式会社お かえり	ケアプラン センターぼ っぼ	広島市西区観 音新町二丁目 2番15号	平成27年 6月30日	居宅介護支 援

広島市告示第341号

平成27年6月24日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2項及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
株式会社ラ イズ	ケアサービ スみんと	広島市南区宇 品御幸五丁目 7番9-20 7号	平成27年 6月30日	訪問介護及 び介護予防 訪問介護
株式会社ア オシワーク	デイサービ ス木蔭	広島市東区中 山上二丁目5 番17号	平成27年 6月30日	通所介護
富士メディ カル株式会 社	メリィサロ ン可部	広島市安佐北 区可部一丁目 16番15号	平成27年 6月30日	通所介護及 び介護予防 通所介護

広島市告示第342号

平成27年6月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
中野 郁夫	やすらぎ の手治療 院	広島市東区戸坂桜 東町8-3	あん摩・マ ッサージ	平成27年 5月31日
西川 明	—（出張 専業）	—	あん摩・マ ッサージ	平成27年 5月22日

広島市告示第343号

平成27年6月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 （出張専業の場合 は施術者の住所）		
東 俊 行、三 輪 咲 由里	やすらぎ の手治療 院	広島市東区戸坂山 崎町3-20	あん摩・マ ッサージ	平成27年 6月1日
梶谷 彰宏	—（出張 専業）	広島市東区戸坂く るめ木二丁目19 -10	あん摩・マ ッサージ	平成27年 6月1日
梶谷 彰宏	—（出張 専業）	広島市東区戸坂く るめ木二丁目19 -10	はり・きゅ う	平成27年 6月1日
高橋 俊之	—（出張 専業）	広島市安佐南区長 東三丁目28-9 -2	あん摩・マ ッサージ	平成27年 6月1日
西川 明	—（出張 専業）	広島市安芸区畑賀 三丁目10-13 -7	あん摩・マ ッサージ	平成27年 5月23日

広島市告示第344号

平成27年6月26日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理 番号	路線名	起 点	
		終 点	
16948	安佐南4区1 71号線	安佐南区沼田町大字伴字赤刈8006番地1地先	
		安佐南区沼田町大字伴字大益2028番地地先	
16949	佐伯1区43 5号線	佐伯区五日市町大字上河内字古川153番地3地先	
		佐伯区五日市町大字上河内字向門前1614番地1地先	
16950	佐伯1区43 6号線	佐伯区五日市町大字石内字神原2254番地1地先	
		佐伯区五日市町大字石内字大坪2110番地地先	
16951	佐伯1区45 8号線	佐伯区石内北二丁目5005番地10地先	
		佐伯区石内北二丁目5005番地1地先	

16952	佐伯2区69号線	佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘104番地7地先
		佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘98番地20地先

広島市告示第345号

平成27年6月26日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

整理番号	路線名	起 点	終 点
		16953	東3区280号線
16954	西2区204号線	西区南観音二丁目795番地地先	西区南観音二丁目795番地地先
16955	西3区505号線	西区三滝本町一丁目73番地270地先	西区三滝本町一丁目73番地267地先
16956	安佐南1区512号線	安佐南区川内四丁目174番地1地先	安佐南区川内四丁目171番地7地先
16957	安佐南2区1141号線	安佐南区古市二丁目1496番地7地先	安佐南区古市二丁目1496番地14地先
16958	安佐南2区1142号線	安佐南区大町東二丁目671番地2地先	安佐南区大町東二丁目394番地4地先
16959	安佐南4区808号線	安佐南区伴南五丁目8014番地15地先	安佐南区伴南五丁目8014番地2地先
16960	安佐南4区809号線	安佐南区伴南一丁目8000番地47地先	安佐南区沼田町大字伴字境ヶ谷1392番地9地先
16961	安佐南4区810号線	安佐南区伴南五丁目8013番地337地先	安佐南区伴南五丁目8013番地72地先
16962	安佐南4区811号線	安佐南区伴南五丁目8013番地336地先	安佐南区伴南五丁目8013番地125地先
16963	安佐南4区812号線	安佐南区伴南五丁目8015番地4地先	安佐南区伴南五丁目8014番地170地先
16964	安佐南4区813号線	安佐南区伴南五丁目8014番地203地先	安佐南区伴南五丁目8014番地116地先
16965	安佐南4区814号線	安佐南区伴南五丁目8014番地196地先	安佐南区伴南五丁目8014番地41地先

16966	安佐南4区815号線	安佐南区伴南五丁目8014番地157地先	安佐南区伴南五丁目8014番地183地先
16967	安佐南4区816号線	安佐南区伴南五丁目8014番地156地先	安佐南区伴南五丁目8014番地143地先
16968	安佐南4区817号線	安佐南区伴南五丁目8014番地103地先	安佐南区伴南五丁目8014番地91地先
16969	安佐南4区818号線	安佐南区伴南五丁目8014番地78地先	安佐南区伴南五丁目8014番地66地先
16970	安佐南4区819号線	安佐南区伴南五丁目8014番地14地先	安佐南区伴南五丁目8014番地14地先
16971	安佐南4区820号線	安佐南区伴南五丁目8013番地254地先	安佐南区伴南五丁目8013番地226地先
16972	安佐南4区821号線	安佐南区伴南五丁目8013番地21地先	安佐南区伴南五丁目8013番地21地先
16973	安佐南4区822号線	安佐南区伴南五丁目8013番地244地先	安佐南区伴南五丁目8013番地60地先
16974	安佐南4区823号線	安佐南区伴南五丁目8013番地52地先	安佐南区伴南五丁目8013番地286地先
16975	安佐南4区824号線	安佐南区伴南五丁目8013番地251地先	安佐南区伴南五丁目8013番地251地先
16976	安佐南4区825号線	安佐南区伴南五丁目8013番地338地先	安佐南区伴南五丁目8013番地338地先
16977	安佐南4区826号線	安佐南区伴南五丁目8013番地215地先	安佐南区伴南五丁目8013番地205地先
16978	安佐南4区827号線	安佐南区伴南五丁目8013番地194地先	安佐南区伴南五丁目8013番地185地先
16979	安佐南4区828号線	安佐南区伴南五丁目8013番地175地先	安佐南区伴南五丁目8013番地166地先
16980	安佐南4区829号線	安佐南区伴南五丁目8013番地157地先	安佐南区伴南五丁目8013番地149地先



16981	安佐南4区830号線	安佐南区伴南五丁目8013番地140地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地133地先
16982	安佐南4区831号線	安佐南区伴南五丁目8013番地52地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地118地先
16983	安佐南4区832号線	安佐南区伴南五丁目8013番地39地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地8地先
16984	安佐南4区833号線	安佐南区伴南五丁目8013番地312地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地99地先
16985	安佐南4区834号線	安佐南区伴南五丁目8013番地299地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地85地先
16986	安佐南4区835号線	安佐南区伴南五丁目8013番地274地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地2地先
16987	安佐南4区836号線	安佐南区伴南五丁目8013番地275地先
		安佐南区伴南五丁目8013番地261地先
16988	安佐南4区837号線	安佐南区沼田町大字伴字境ヶ谷1421番地4地先
		安佐南区沼田町大字伴字境ヶ谷1421番地4地先
16989	安佐北3区967号線	安佐北区三入二丁目682番地16地先
		安佐北区三入二丁目682番地8地先
16990	安佐北3区968号線	安佐北区三入南二丁目1821番地23地先
		安佐北区三入南二丁目1821番地21地先
16991	安佐北3区969号線	安佐北区亀山二丁目585番地1地先
		安佐北区亀山二丁目600番地1地先
16992	佐伯1区435号線	佐伯区五日市町大字上河内字古川153番地3地先
		佐伯区五日市町大字上河内字中須賀1601番地2地先
16993	佐伯1区436号線	佐伯区五日市町大字石内字神原2254番地1地先
		佐伯区五日市町大字石内字大坪2117番地8地先
16994	佐伯1区458号線	佐伯区石内北二丁目5005番地10地先
		佐伯区五日市町大字石内字押入山2040番地1地先
16995	佐伯1区484号線	佐伯区石内北四丁目1816番地12地先
		佐伯区五日市町大字石内字押入山2040番地29地先
16996	佐伯1区485号線	佐伯区石内北一丁目5001番地17地先
		佐伯区石内北一丁目5001番地16地先

16997	佐伯2区69号線	佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘101番地3地先
		佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘98番地1地先
16998	佐伯3区325号線	佐伯区千同二丁目1103番地1地先
		佐伯区千同二丁目1101番地6地先
16999	佐伯4区555号線	佐伯区美の里一丁目781番地6地先
		佐伯区美の里一丁目781番地17地先

広島市告示第346号

平成27年6月26日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東3区280号線	メートル 6.00 ～ 13.00	メートル 33.70
市道	西2区204号線	メートル 4.00 ～ 7.00	メートル 49.20
市道	西3区505号線	メートル 5.00 ～ 13.20	メートル 52.30
市道	安佐南1区512号線	メートル 5.00 ～ 8.80	メートル 27.24
市道	安佐南2区1141号線	メートル 4.21 ～ 7.30	メートル 36.72
市道	安佐南2区1142号線	メートル 6.00 ～ 12.00	メートル 136.90
市道	安佐南4区808号線	メートル 12.40 ～ 42.00	メートル 189.90
市道	安佐南4区809号線	メートル 12.00 ～ 19.40	メートル 580.00
市道	安佐南4区810号線	メートル 6.00 ～ 13.36	メートル 232.40
市道	安佐南4区811号線	メートル 6.00 ～ 90.50	メートル 1,046.60

市道	安佐南4区812号線	メートル 6.00 ～ 16.00	メートル 192.40	市道	安佐南4区828号線	メートル 6.00 ～ 13.39	メートル 119.80
市道	安佐南4区813号線	メートル 6.00 ～ 13.12	メートル 186.20	市道	安佐南4区829号線	メートル 6.00 ～ 13.62	メートル 112.80
市道	安佐南4区814号線	メートル 6.00 ～ 13.09	メートル 173.60	市道	安佐南4区830号線	メートル 6.00 ～ 13.55	メートル 103.80
市道	安佐南4区815号線	メートル 6.00 ～ 16.00	メートル 816.89	市道	安佐南4区831号線	メートル 5.95 ～ 13.60	メートル 195.60
市道	安佐南4区816号線	メートル 6.00 ～ 13.09	メートル 171.30	市道	安佐南4区832号線	メートル 6.00 ～ 13.44	メートル 194.00
市道	安佐南4区817号線	メートル 6.00 ～ 13.11	メートル 163.30	市道	安佐南4区833号線	メートル 6.00 ～ 13.36	メートル 185.80
市道	安佐南4区818号線	メートル 6.00 ～ 13.08	メートル 159.30	市道	安佐南4区834号線	メートル 6.00 ～ 13.36	メートル 174.00
市道	安佐南4区819号線	メートル 4.00	メートル 24.40	市道	安佐南4区835号線	メートル 6.00 ～ 13.17	メートル 160.80
市道	安佐南4区820号線	メートル 6.00 ～ 13.13	メートル 162.40	市道	安佐南4区836号線	メートル 6.00 ～ 13.24	メートル 71.60
市道	安佐南4区821号線	メートル 4.01 ～ 4.02	メートル 22.20	市道	安佐南4区837号線	メートル 12.00 ～ 20.20	メートル 77.40
市道	安佐南4区822号線	メートル 6.00 ～ 13.12	メートル 238.80	市道	安佐北3区967号線	メートル 6.00 ～ 14.40	メートル 68.10
市道	安佐南4区823号線	メートル 6.00 ～ 13.17	メートル 168.80	市道	安佐北3区968号線	メートル 5.00 ～ 10.50	メートル 92.90
市道	安佐南4区824号線	メートル 4.00	メートル 24.40	市道	安佐北3区969号線	メートル 6.40 ～ 45.60	メートル 81.00
市道	安佐南4区825号線	メートル 4.43 ～ 4.59	メートル 25.60	市道	佐伯1区435号線	メートル 4.00 ～ 10.50	メートル 225.50
市道	安佐南4区826号線	メートル 6.00 ～ 13.38	メートル 134.60	市道	佐伯1区436号線	メートル 3.10 ～ 10.00	メートル 530.20
市道	安佐南4区827号線	メートル 6.00 ～ 13.39	メートル 127.20	市道	佐伯1区458号線	メートル 12.00 ～ 42.11	メートル 234.00

市道	佐伯1区484号線	メートル 12.00 ～ 45.42	メートル 1,355.30
市道	佐伯1区485号線	メートル 9.00 ～ 16.80	メートル 132.00
市道	佐伯2区69号線	メートル 4.50 ～ 20.00	メートル 214.00
市道	佐伯3区325号線	メートル 4.20 ～ 7.00	メートル 80.80
市道	佐伯4区555号線	メートル 6.22 ～ 10.31	メートル 46.10

広島市告示第347号

平成27年6月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区280号線	東区中山北町2635番地1地先	平成27年6月26日
		東区中山北町2635番地2地先	
市道	西2区204号線	西区南観音二丁目795番地地先	平成27年6月26日
		西区南観音二丁目795番地地先	
市道	西3区505号線	西区三滝本町一丁目73番地270地先	平成27年6月26日
		西区三滝本町一丁目73番地267地先	
市道	安佐南1区512号線	安佐南区川内四丁目174番地1地先	平成27年6月26日
		安佐南区川内四丁目174番地7地先	
市道	安佐南2区1141号線	安佐南区古市二丁目1496番地7地先	平成27年6月26日
		安佐南区古市二丁目1496番地14地先	
市道	安佐南2区1142号線	安佐南区大町東二丁目671番地2地先	平成27年6月26日
		安佐南区大町東二丁目394番地4地先	
市道	安佐南4区808号線	安佐南区伴南五丁目8014番地15地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地2地先	

市道	安佐南4区809号線	安佐南区伴南一丁目8000番地47地先	平成27年6月26日
		安佐南区沼田町大字伴字境ヶ谷1392番地9地先	
市道	安佐南4区810号線	安佐南区伴南五丁目8013番地337地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地72地先	
市道	安佐南4区811号線	安佐南区伴南五丁目8013番地336地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地125地先	
市道	安佐南4区812号線	安佐南区伴南五丁目8015番地4地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地170地先	
市道	安佐南4区813号線	安佐南区伴南五丁目8014番地203地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地116地先	
市道	安佐南4区814号線	安佐南区伴南五丁目8014番地196地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地41地先	
市道	安佐南4区815号線	安佐南区伴南五丁目8014番地157地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地183地先	
市道	安佐南4区816号線	安佐南区伴南五丁目8014番地156地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地143地先	
市道	安佐南4区817号線	安佐南区伴南五丁目8014番地103地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地91地先	
市道	安佐南4区818号線	安佐南区伴南五丁目8014番地78地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地66地先	
市道	安佐南4区819号線	安佐南区伴南五丁目8014番地14地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8014番地14地先	
市道	安佐南4区820号線	安佐南区伴南五丁目8013番地254地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地226地先	
市道	安佐南4区821号線	安佐南区伴南五丁目8013番地21地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地21地先	
市道	安佐南4区822号線	安佐南区伴南五丁目8013番地244地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地60地先	
市道	安佐南4区823号線	安佐南区伴南五丁目8013番地52地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地286地先	

市道	安佐南4区824号線	安佐南区伴南五丁目8013番地251地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地251地先	
市道	安佐南4区825号線	安佐南区伴南五丁目8013番地338地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地338地先	
市道	安佐南4区826号線	安佐南区伴南五丁目8013番地215地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地205地先	
市道	安佐南4区827号線	安佐南区伴南五丁目8013番地194地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地185地先	
市道	安佐南4区828号線	安佐南区伴南五丁目8013番地175地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地166地先	
市道	安佐南4区829号線	安佐南区伴南五丁目8013番地157地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地149地先	
市道	安佐南4区830号線	安佐南区伴南五丁目8013番地140地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地133地先	
市道	安佐南4区831号線	安佐南区伴南五丁目8013番地52地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地118地先	
市道	安佐南4区832号線	安佐南区伴南五丁目8013番地39地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地8地先	
市道	安佐南4区833号線	安佐南区伴南五丁目8013番地312地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地99地先	
市道	安佐南4区834号線	安佐南区伴南五丁目8013番地299地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地85地先	
市道	安佐南4区835号線	安佐南区伴南五丁目8013番地274地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地2地先	
市道	安佐南4区836号線	安佐南区伴南五丁目8013番地275地先	平成27年6月26日
		安佐南区伴南五丁目8013番地261地先	
市道	安佐南4区837号線	安佐南区沼田町大字伴字境ヶ谷1421番地4地先	平成27年6月26日
		安佐南区沼田町大字伴字境ヶ谷1421番地4地先	
市道	安佐北3区967号線	安佐北区三入二丁目682番地16地先	平成27年6月26日
		安佐北区三入二丁目682番地8地先	

市道	安佐北3区968号線	安佐北区三入南二丁目1821番地23地先	平成27年6月26日
		安佐北区三入南二丁目1821番地21地先	
市道	佐伯1区435号線	伯区五日市町大字上河内字古川153番地3地先	平成27年6月26日
		佐伯区五日市町大字上河内字向門前1614番地1地先	
市道	佐伯1区436号線	佐伯区五日市町大字石内字神原2254番地1地先	平成27年6月26日
		佐伯区五日市町大字石内字大坪2117番地8地先	
市道	佐伯1区458号線	佐伯区石内北二丁目5005番地10地先	平成27年6月26日
		佐伯区五日市町大字石内字押入山2040番地1地先	
市道	佐伯1区484号線	佐伯区石内北四丁目1816番地12地先	平成27年6月26日
		佐伯区五日市町大字石内字押入山2040番地29地先	
市道	佐伯1区485号線	佐伯区石内北一丁目5001番地17地先	平成27年6月26日
		佐伯区石内北一丁目5001番地16地先	
市道	佐伯2区69号線	佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘101番地3地先	平成27年6月26日
		伯区五日市町大字薬師ヶ丘98番地1地先	
市道	佐伯3区325号線	佐伯区千同二丁目1103番地1地先	平成27年6月26日
		佐伯区千同二丁目1101番地6地先	
市道	佐伯4区555号線	佐伯区美の里一丁目781番地6地先	平成27年6月26日
		佐伯区美の里一丁目781番地17地先	

広島市告示第348号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市佐伯区の石内北一丁目、石内北二丁目、石内北四丁目、石内北五丁目、五日市町大字石内、海老園二丁目及び海老園三丁目の各一部



3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第349号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域

2 都市計画を変更した土地の区域

広島市佐伯区の石内北一丁目、石内北二丁目、石内北四丁目、石内北五丁目、五日市町大字石内、海老園二丁目及び海老園三丁目の各一部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第350号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更した土地の区域

広島市佐伯区の石内北一丁目、石内北二丁目、五日市町大字石内及び海老園二丁目の各一部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第351号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都梶毛東地区地区計画（変更）	広島市安佐南区伴南四丁目及び伴南五丁目の全部並びに伴南一丁目、大塚西五丁目、大塚西六丁目及び沼田町大字伴の各一部、佐伯区石内北一丁目及び五日市町大字石内の各一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所農林建設部建築課
- (3) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第352号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都梶毛東工業地区 地区計画（変更）	広島市佐伯区石内北四丁目及び石内北五丁目の全部並びに石内北一丁目及び五日市町大字石内の一部

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第353号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都石内湯戸・下沖地区 地区計画（変更）	広島市佐伯区五日市町大字石内の一部

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第354号

平成27年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都 アカデミック・リサーチパーク地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区大塚東二丁目、大塚東三丁目及び大塚東町の各一部

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所農林建設部建築課

広島市告示第355号

平成27年6月29日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成23年広島県告示第521号で指定された広島農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

なお、関係図面は、広島市経済観光局農林水産部農政課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

地域	区 域
安佐南区 沼田町旧 戸山村	別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた沼田町の民有林の林班番号1から60までの区域）に該当する土地を除いた区域
安佐北区 白木町	別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号28, 34, 461, 464及び官行造林地のうち大字秋山字大榎山64, 字藪山485, 字垣上山148番地の1, 大字市川字三度木山886番地〔ただし, 1, 11, 15〕の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画にお定められた白木町の民有林の林班番号20, 69, 72, 120, から129まで, 132, 133, 136, 138, の区域）に該当する土地の地域を除いた区域
安佐北区 の特留家 町, 小河 原町及び 上深川町	別図で黄色に着色した部分（平成7年広島県告示第1133号〔昭和46年に指定された都市計画区域を含む。〕及び平成16年広島県告示第791号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号34から37までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた旧高陽町の民有林の林班番号49〔ただし, 402番地から429番地まで, 431番地及び439番地〕, 52から54まで, 55〔ただし, 439番地〕, 56〔ただし, 532番地の1〕, 61, 64, 68, 70, 71〔ただし, 660番地の1から3まで及び681番地の1〕の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
安佐北区 可部町	大字大林字洗川, 柳河, 蛇池, 弓場及び堂ヶ原に該当する土地の区域

安佐北区 安佐町	別図で黄色に着色した部分（平成16年広島県告示第791号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号26、49から52まで、55から57までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた安佐町の民有林の林班番号5、11から16、23から25、39、55、56、60、72、75、78、80、82、84から91まで、93、107、115、116、118、119、123、から128まで、136、138、143、148のろ、149のろ及び154の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
安芸区阿 戸町	別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号5、54、55、56、及び562の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた阿戸町の民有林の林班番号1〔ただし、れ、そ及びつを除く〕の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
佐伯区湯 来町	別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号201から218まで、234及び235の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた湯来町の民有林の林班番号11、13から17まで、19から21まで、26から30まで40、41、42、43、46から53まで、57から59まで、61から67まで、77から79まで、84、85、88から99まで、102、104から109まで、112、113、115から123まで、125から133まで、135から138まで、140から、143まで、146、148から153まで、156から175まで、177から179まで、189及び190の区域）、別図で黄色に着色した部分（平成23年広島市告示第241号で定められた都市計画の用途地域のうち大字伏谷字西川角43番1及び62番1を除いた区域）に該当する土地の区域を除いた区域
佐伯区五 日市町	別図で黄色に着色した部分（昭和46年広島県告示第259号、昭和54年広島県告示第504号、昭和62年広島県告示第184号、平成3年広島県告示第1071号、平成4年広島県告示第501号、平成7年広島県告示第1133号、平成11年広島県告示第372号、平成12年広島県告示第876号、平成16年広島県告示第791号、平成21年広島県告示第334号及び平成27年広島市告示第348号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号68の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた五日市町の民有林の林班番号2、4から10まで、13から17まで、19、21、30から33まで、53から56まで、63、71から75まで及び82の区域）、別図で青色に着色した部分（平成16年広島県告示第793号及び広島市報第238号で定められた港湾法に基づく臨港地区）に該当する土地の区域を除いた区域
佐伯区石 内北一 丁目、石 内北二丁 目、石内 北四丁目 及び石内 北五丁目	別図で黄色に着色した部分（平成27年広島市告示第348号で定められた都市計画の市街化区域）に該当する土地の区域を除いた区域

(別図略)

附 則

この告示は、平成27年7月31日（市報発行の日）から施行する。

広島市告示第356号

平成27年6月29日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3の5の項（ニ）の欄の規定に基づき、広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を変更したので告示します。

なお、この関係図書は広島市都市整備局指導部建築指導課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

第52条第1項第7号の規定に基づき定める区域	第52条第1項第7号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項から6の項までに掲げる区域を除く区域	10分の10
2 平成16年広島市告示第212号（以下「旧告示」という。）の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 (1) 旧告示の施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で容積率が10分の10を超えている区域 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下同じ。）第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の10を超え10分の20以下と定められている区域	10分の20
3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の20を超え10分の30以下と定められている区域	10分の30
4 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の30を超えて定められている区域	10分の40
5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB、C及び並びに別図4のF並びに別図5のG並びに別図6のH及びIの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき容積率を10分の20と定める区域	10分の20
6 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のDの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき容積率を10分の30と定める区域	10分の30

第53条第1項第6号の規定に基づき定める区域	第53条第1項第6号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項から5の項に掲げる区域を除く区域	10分の5



2 旧告示の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 (1) 旧告示の施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で建ぺい率が10分の5を超えている区域 (2) 都市計画法第41条第1項の規定に基づき建ぺい率が10分の5を超え10分の6以下と定められている区域	10分の6
3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建ぺい率が10分の6を超えて定められている区域	10分の7
4 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB、C及びE並びに別図5のG並びに別図6のHの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建ぺい率を10分の6と定める区域	10分の6
5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のD並びに別図4のF並びに別図6のIの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建ぺい率を10分の7と定める区域	10分の7

第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める区域	第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	2.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のD及びE並びに別図4のF並びに別図6のIの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに2.5を乗じて得たもの」と定める区域	2.5

法別表第3の5の項（ニ）の欄の規定に基づき定める区域	法別表第3の5の項（ニ）の欄の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	1.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のD及びE並びに別図4のF並びに別図6のIの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの」と定める区域	1.5

別図1から別図6まで 略

広島市告示第357号

平成27年6月30日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 休止する駐車場  
広島市市営中島町第一駐車場及び広島市市営中島町第二駐車場
- 2 休止する期間  
平成27年8月5日（水）午後7時から同月6日（木）午後9時30分まで
- 3 休止する理由  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき、広島中央警察署長が同法第4条第1項の規定による交通規制を行うため。

広島市告示第358号

平成27年6月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
戸坂連絡所  
主任 繁本 直子  
主任 吉良 典子
- 2 委任する事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日  
平成27年7月1日
- 4 委任期間  
平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第359号

平成27年6月30日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 市営店舗名及び変更後使用料  
ア 宇品西店舗5号（広島市南区宇品西六丁目）  
66,090円

イ 福島第二店舗3号 (広島市西区福島町一丁目)  
41,900円

2 変更日

平成27年7月1日

広島市告示(中区)第116号

平成27年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第117号

平成27年6月2日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第118号

平成27年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第119号

平成27年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第120号

平成27年6月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第121号

平成27年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第122号

平成27年6月12日

広島バスセンター西自転車等駐車場A内に、長期間駐車されていた下記自転車については、6月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第123号

平成27年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第124号

平成27年6月12日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略



広島市告示(中区)第125号

平成27年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第126号

平成27年6月17日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第127号

平成27年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第128号

平成27年6月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月19日から平成27年7月3日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中3区222号線	広島市中区江波南一丁目1469番24地先から	旧	メートル 5.40 ～ 5.40	メートル 27.48
		広島市中区江波南一丁目1469番38地先まで	新	メートル 6.00 ～ 6.00	メートル 27.48

広島市告示(中区)第129号

平成27年6月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月19日から平成27年7月3日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	中3区222号線	広島市中区江波南一丁目1469番24地先から 広島市中区江波南一丁目1469番38地先まで	平成27年6月19日

広島市告示(中区)第130号

平成27年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第131号

平成27年6月22日

広島バスセンター西自転車等駐車場A及び大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、6月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第132号

平成27年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第133号

平成27年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第134号**

平成27年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第135号**

平成27年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第136号**

平成27年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第137号**

平成27年6月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第138号**

平成27年6月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第139号**

平成27年6月25日

基町自転車等駐車場及び相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第140号**

平成27年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第141号**

平成27年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第142号**

平成27年6月30日

大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第63号**  
平成27年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第64号**  
平成27年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第65号**  
平成27年6月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第66号**  
平成27年6月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第67号**  
平成27年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第79号**  
平成27年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第80号**  
平成27年6月2日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第81号**  
平成27年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第82号**  
平成27年6月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第83号**  
平成27年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第84号**  
平成27年6月15日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第85号

平成27年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第86号

平成27年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第87号

平成27年6月17日

天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第88号

平成27年6月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第89号

平成27年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第90号

平成27年6月30日

青崎一丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第69号

平成27年6月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年6月3日から同年6月17日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
新	里道 西5区114号 里道	井口三丁目甲368番2地先から 井口三丁目364番8地先まで
旧	里道 西5区114号 里道	井口三丁目甲368番2地先から 井口三丁目364番6地先まで
新	水路 K3-D-41 3-8-16号 水路	井口三丁目甲368番2地先から 井口三丁目364番8地先まで
旧	水路 K3-D-41 3-8-16号 水路	井口三丁目甲368番2地先から 井口三丁目364番6地先まで

広島市告示(西区)第70号

平成27年6月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第71号

平成27年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第72号

平成27年6月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第73号

平成27年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第74号

平成27年6月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第75号

平成27年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第76号

平成27年6月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成27年6月24日から同年7月8日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
----	------	------------

里道	西5区147号里	井口二丁目1144番地先から 井口二丁目1142番2地先まで
----	----------	-----------------------------------

広島市告示(西区)第77号

平成27年6月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成27年6月24日
- 3 道路の位置  
広島市西区己斐上四丁目1184番1の一部
- 4 幅員及び延長  
幅員 5.00メートル  
延長 41.94メートル

広島市告示(西区)第78号

平成27年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第55号

平成27年6月1日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年5月14日及び同月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第56号

平成27年6月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年6月2日から平成27年6月16日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實



区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐南2区1087号里道	安佐南区大町東三丁目602番1～602番1地先まで

広島市告示(安佐南区)第57号

平成27年6月3日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成27年6月3日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目の212番6及び213番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.30m  
延長 25.71m

広島市告示(安佐南区)第58号

平成27年6月8日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 平成27年6月8日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目の213番1の一部及び214番の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 31.19m

広島市告示(安佐南区)第59号

平成27年6月8日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成27年6月8日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区古市三丁目の1701番1の一部、1701番2の一部、1701番6の一部、1701番7の一部及び1701番1地先

里道

- 4 幅員及び延長 幅員 4.20～4.30m  
延長 65.42m

広島市告示(安佐南区)第60号

平成27年6月9日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成27年6月9日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区大塚西三丁目の1066番236及び1066番367
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 27.47m

広島市告示(安佐南区)第61号

平成27年6月12日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月12日から同月26日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南2区652号線	広島市安佐南区高取北三丁目90番地8地先から	旧	4.00～12.40	36.30
		広島市安佐南区高取北三丁目557番地1地先まで	新	7.70～19.00	36.30

広島市告示(安佐南区)第62号

平成27年6月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月12日から同月26日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日

市道	安佐南2区652号線	広島市安佐南区高取北三丁目90番地8地先から 広島市安佐南区高取北三丁目557番地1地先まで	平成27年6月12日
----	------------	---	------------

広島市告示(安佐南区)第63号

平成27年6月17日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。

その関係図面は、平成27年6月17日から平成27年7月1日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐南1区235号里道の一部	広島市安佐南区八木四丁目1669番2地先から 広島市安佐南区八木四丁目1669番1地先まで

広島市告示(安佐南区)第64号

平成27年6月18日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月18日から同年7月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区154号線	広島市安佐南区緑井五丁目1275番地9地先から 広島市安佐南区緑井五丁目1272番地14地先まで	旧	2.20 ～ 2.20	9.70
			新	3.10 ～ 3.10	9.70

広島市告示(安佐南区)第65号

平成27年6月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月18日から同年7月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
-------	-----	------	---------

市道	安佐南1区154号線	広島市安佐南区緑井五丁目1275番地9地先から 広島市安佐南区緑井五丁目1272番地14地先まで	平成27年6月18日
----	------------	---	------------

広島市告示(安佐南区)第66号

平成27年6月18日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により屋外広告物を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安佐南区)第67号

平成27年6月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 平成27年6月18日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内二丁目の1675番2の一部、1676番1の一部、1676番2の一部及び1676番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 32.66m

広島市告示(安佐南区)第68号

平成27年6月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 平成27年6月22日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井四丁目の3457番4の一部及び3458番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 32.05m

広島市告示(安佐南区)第69号

平成27年6月1日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項